

【資料 3】

鹿児島県連合海区
漁業調整委員会資料
令和 6 年 7 月 30 日

【議題 3】

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック
会議の提出議題について（協議）

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題（概要）

1 中央要望活動までの主な流れ

時期	主体	内容
令和6年5月	県連合海区事務局	要望事項の事務局案を作成
同 6月	各海区	要望事項案について協議 → 県連合海区へ回答
同 7月	県連合海区	要望事項案について協議 → 九州ブロックへ回答
同 10月頃	九州ブロック	要望事項案について協議 → 全漁調連へ回答
令和7年5月頃	全漁調連	要望事項案について協議 → 決定
同 秋頃	全漁調連	中央要望活動

2 各海区からの回答【資料5～7ページ】

県内3海区において要望事項案等を協議していただいた結果、3海区ともに、事務局案のとおり了承を得た。

また、九州ブロック会議において話題を提供したい項目や議論したい項目についても意見等は提出されなかったところ。

3 要望事項（案）【資料8～10ページ】

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（継続）
- (2) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（継続）
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（継続）

公印省略

6 漁調委第 3 3 号
令和 6 年 5 月 2 2 日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長 様

福岡県海区漁業調整委員会事務局長

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の
提出議題について（照会）

標記の会議について、下記のとおり開催を予定しております。

については、本会議において話題提供や議論すべき項目等は別紙様式 1、国への提案議題（要望事項）は別紙様式 2 に御記載の上、8 月 3 0 日（金）までに当事務局まで、電子メール（Word ファイル）で御送付願います。

今後、各県からの要望事項等を取りまとめ、9 月中旬を目途に各海区に御意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。

また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

記

- 1 期 日：令和 6 年 10 月 2 9 日（火）から 1 0 月 3 0 日（水）
- 2 場 所：博多サンヒルズホテルを予定
（福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 55 号）
- 3 会 議
 - (1) 本会議（1 0 月 2 9 日） 午後 2 時 3 0 分から午後 5 時まで
 - (2) 情報交換会（1 0 月 2 9 日） 午後 6 時から午後 8 時まで
 - (3) 視察（1 0 月 3 0 日） 午前 8 時から 1 2 時頃まで
- 4 留意点
提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成 1 9 年 6 月 2 9 日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従い御提案ください。

問い合わせ先 福岡県海区漁業調整委員会事務局 担当：松本 TEL：092-643-3557 FAX：092-543-3558 E-mail：chikuzen-fac@pref.fukuoka.lg.jp
--

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

令和6年5月28日

鹿 児 島
熊 毛
奄美大島

} 海区漁業調整委員会事務局長 殿

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題案について（依頼）

標記会議への提出する議題（国への要望事項等）について、下記により貴委員会において協議の上、御回答ください。

記

- 1 話題提供又は議論を希望する項目【別紙様式1】
標記会議において、話題を提供したい項目や議論したい項目がある場合は、別紙様式1を作成の上、御提出ください。
- 2 要望事項等について
 - (1) 要望事項（事務局案）【別紙様式2】
国への要望事項の事務局案を別紙様式2のとおり示しますので、貴委員会の意見を集約の上、御回答ください。
 - 要望事項（全て継続事項）
 - ① 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について
 - ② 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
 - ③ 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について
 - (2) 新規要望事項【別紙様式2-2】
上記(1)以外に、新たに国へ要望したい事項がある場合は、別紙様式2-2を作成の上、御提出ください。
- 3 協議結果の回答期限
令和6年6月28日（金）
- 4 その他
本県から提出する最終的な議題（国への要望事項等）は、各海区での協議結果を踏まえ、県連合海区漁業調整委員会で協議の上、決定する予定です。

【連絡先】

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局
（鹿児島県水産振興課内） 担当：赤崎
TEL：099-286-3428

令和6年6月14日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長 殿

鹿児島海区漁業調整委員会事務局長

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題
案について（回答）

令和6年5月28日付けで依頼のあった標記について、令和6年6月14日開催の令和6年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会において協議しましたので、下記のとおり回答します。

記

- 1 話題提供又は議論を希望する項目
該当なし

- 2 要望事項等について
 - (1) 要望事項（事務局案）
原案のとおりとする。
 - (2) 新規要望事項
該当なし

令和6年6月13日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会
会長職務代理者 阿久根 金也 殿

熊毛海区漁業調整委員会
会長職務代理者 伊東 恭三郎

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の
議題（要望事項）案について（回答）

令和6年5月28日付けで依頼があった標記の件について、下記のとおり回答します。
なお、話題提供希望・新たな議題はありません。

記

- | | |
|--------|----------------|
| ①提案議題1 | 連合海区事務局案のとおり了承 |
| ②提案議題2 | 〃 |
| ③提案議題3 | 〃 |

令和6年6月19日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長 殿

奄美大島海区漁業調整委員会事務局長

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
提出議題案について（回答）

令和6年5月28日付けで依頼のあった標記の件については、奄美大島海区漁業調整委員会（令和6年6月18日開催）において協議した結果、下記のとおり回答します。

記

1 要望事項事務局案について

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について
 - ・ 連合海区事務局案のとおり了承。
- (2) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
 - ・ 連合海区事務局案のとおり了承。
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について
 - ・ 連合海区事務局案のとおり了承。

2 話題提供希望又は議論したい項目について

特になし。

【担当】

〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3

奄美大島海区漁業調整委員会事務局

（鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課水産係）

書記 丸山

TEL : 0997-57-7288

FAX : 0997-57-7290

E-mail : oosima-suisan@pref.kagoshima.lg.jp

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

- 1 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

内容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

については、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

2 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

3 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

内容

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。